

小型合併処理浄化槽設置補助制度について

○制度の趣旨

この補助制度は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、小型合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付する制度です。

ただし、公共下水道、漁業集落排水、農業集落排水、地域下水処理施設、地域戸別合併処理浄化槽の対象区域は除きます。

○補助金の額

5人槽	3 3 2 千円
7人槽	4 1 4 千円
10人槽	5 4 8 千円

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替補助

「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」へ切替される場合は、設置補助金に100千円を上乗せして補助金を交付します。

浄化槽の定期検査受検のお願い

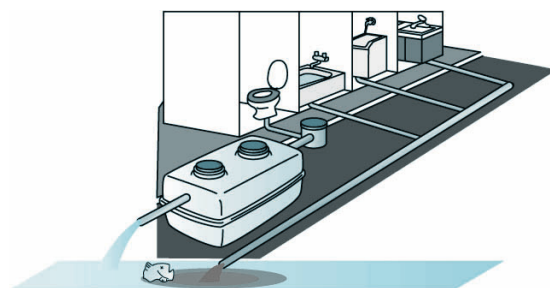
【浄化槽の維持管理について】

浄化槽は適正な使用、保守点検、清掃が行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化してきれいな水を流すことができる装置です。浄化槽を設置したら、適正な維持管理を行わなければなりません。

【法定検査について】

浄化槽法では適正な使用、保守点検、清掃が適正に行われているか、また、きれいな水が放流されているかを確認する法定検査が義務付けられています。検査は知事が指定した検査機関である（財）鹿児島県環境検査センターの検査員が事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放流水を持ち帰って水質検査を行います。（契約している保守点検業者が行う保守点検とは別のものです。）

これまで11人槽以上と官公署の浄化槽が検査対象となってきましたが、平成17年度から5～10人槽の家庭用浄化槽も検査の対象とし、今年度においても昨年度に使用開始検査をした浄化槽と、これまで定期検査を受けていない浄化槽について順次検査を行うこととしています。



★検査の趣旨をご理解の上、受検していただきますようお願いいたします。



【問合せ先】 ※（財）鹿児島県環境検査センター
☎ 099-223-3185

※北薩地域振興局 衛生・環境課
☎ 0996-23-3165

※薩摩川内市 環境課 環境衛生グループ
☎ 0996-23-5111
(内線 2741, 2742)